

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年3月2日

東京都作業部会確認年月日 令和2年3月3日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年10月14日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

事業名 標識の製作・設置

案件名 東京2020大会 会場内のサインの製作・設置・維持・撤去等に係る業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本委託は、大会期間中に観客・関係者などを円滑に案内・誘導するために組織委員会が作成したサイン計画に深く関わるとともに、サインの製作から廃棄に至るまでのトータルコストを最小限に抑えるために必要な業務委託であるため、公費負担の対象としても適切であると考えられることから、パラリンピック経費の1/4相当額を都が負担する。</p> <p>(令和2年10月14日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年12月10日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>会場内のサインの詳細設計は、組織委員会がオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会とをあわせて内容を検討することで、より効率的、効果的に業務を遂行することができる。</p> <p>また、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC、IPC等の求める水準のサインを設置しつつ、対応コストの縮減に繋げることが可能となる。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど)</p>	<p>必要性</p>	<p>開催都市契約 大会運営要件で求められてい るとおり、大会の関係者と参加者全てにスムー ズかつシームレスな目的地との間の移動を可 能にするため、大会のアイデンティティと大会 のルックの統合要素の両方との一貫性を持っ た標識を製作することは必要な委託である。 (令和2年10月14日 契約変更に伴う追記) 大会延期により、大会延期決定前に先行着手 した会場内サインを継続して保管する必要が あるが、現在利用している組織委員会委託業者 手配の民間倉庫の契約期限が20年10月末で 終了となるため、移管先倉庫の確保に向け、手 続きを進める必要がある。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う追記) 大会延期により発生した、延期関連業務に対応 する事務局経費、会場運営計画の変更に伴うサ イン計画の修正など、21年度早々のサイン製 造開始に向けた検討体制確保に向け、手続きを 進める必要がある。</p>	
<p>等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>効率性</p>	<p>会場内のサインの詳細設計に係る業務委託 を基に精査した単価等により積算しているた め、適正な予算額で効率的な事業執行が可能で ある。 (令和2年10月14日 契約変更に伴う追記) 移管先倉庫の必要諸条件を整理のうえ、適正 な規模・単価により積算、予算精査を行って いるため効率的な事業執行が可能である。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う追記) 事務局体制を精査のうえ、業務スケジュール を考慮のうえ、延期直後に業務に必要な最低限 の人工に絞込む等予算精査を行っているため、 効率的な事業執行が可能である。</p>	

	納 得 性	<p>組織委員会が各会場 VOP の動線を基に、各 FA と協議したうえで詳細設計と製造等のコストを併せて検討したものであることから、最適な費用対効果が期待できる。</p> <p>(令和 2 年 10 月 14 日 契約変更に伴う追記) 都有施設や組織委員会所有施設との一部併用を含め費用を比較検討のうえ、移管先倉庫を選定しており、追加経費の削減に努めている。</p> <p>(令和 2 年 12 月 10 日 契約変更に伴う追記) 事務局体制の効率化を図り、徐々に必要人工を追加することにより、委託事業者の体制・機能を維持しつつ、全体経費の削減に努めている。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本件は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。</p> <p>現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委予算の執行とする。</p> <p>(令和 2 年 10 月 14 日 契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和 2 年 12 月 10 日 契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。